諮問番号：令和４年度諮問第３９号

答申番号：令和４年度答申第５１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年３月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人は、平成３０年２月１６日から令和２年９月２４日まで刑事施設に収監されており、従前の○〇○市（以下「Ａ市」という。）にある住居は平成３０年２月に解約されていたため、本件処分について知ることは不可能であった。故に、本件処分について審査請求期間の経過後に審査請求をする正当な理由がある。

審査請求人は、令和２年１２月２２日、同月１５日付けで〇○〇市長（以下「Ａ市長」という。）が行った、本件処分により発生した日割り計算による過払い金を請求する内容の過年度戻入決定処分（以下「過年度戻入決定処分」という。）を受けた。そこで、審査請求人は、令和３年１月５日、Ａ市長に対して過年度戻入決定処分の取消しを求める審査請求を行ったところ、Ａ市長は、同月１９日、過年度戻入決定処分を無効にした。

そして、過年度戻入決定処分が無効にされる過程で、処分庁の担当者から審査請求人に対して、本件処分の通知書及び手紙が送付されたものであり、審査請求人が本件処分があったことを知った日は、令和３年１月１６日である。

したがって、審査請求人が令和３年１月２８日に行った本件審査請求は、処分のあったことを知った日から３か月以内になされており、審査請求すべき期間になされたものである。

（２）処分庁の担当者によれば、過年度戻入決定処分は無効になったが、本件処分は有効であるため、本件処分により発生した過払い金３５，０６２円が未納であることには変わりがないとのことである。

しかしながら、本件処分の通知書によれば、審査請求人が「逮捕・拘留」されたことが保護を廃止した理由とされているところ、令和２年９月２４日付けで〇○社会復帰促進センターが発行した在所証明書（以下「在所証明書」という。）の記載のとおり、審査請求人は平成３０年２月１６日から令和２年９月２４日まで刑事施設に収監されており、「逮捕・拘留」はされていないから、本件処分は合理的理由を欠く。

（３）また、審査請求人は、平成３０年１月下旬に処分庁を訪ねて担当のケースワーカーに対して、大阪地方検察庁から送付された、出頭すべき日時に同年２月１６日と記載された呼出状（以下「本件呼出状」という。）を示した上で、平成３０年２月１６日から刑事施設に収監される旨を申告しており、この申告に基づいて処分庁は、翌日の同月１７日付けで生活保護を廃止している。

この事実から明らかなとおり、処分庁はあらかじめ審査請求人が平成３０年２月１６日から刑事施設に収監される旨を把握していたので、同月分の保護費は同月１日から同月１６日までの分しか支給されていない。したがって、そもそも過払い金は発生していないから、本件処分は取り消し、過払い金を０円とする保護廃止決定処分をすべきである。

（４）さらに、処分庁が審理員に提出したケース記録表には、審査請求人が裁判の公判期日後に処分庁に電話したにも関わらず、その旨の記録がない。なぜこのようにケース記録の内容が不合理なものになっているのかを検討すると、処分庁が自らの主張を正当化するために内容を書き換えたからと判断するほかない。

また、処分庁は、平成３０年２月分の保護費として１１３，８１０円を支給したと主張し、審査請求人の印鑑を押印した「生活保護支払い明細書（窓口払い）の写し」（以下「本件明細書」という。）を提出したが、審査請求人がこれまでに押印した印鑑は、令和２年１１月１７日に購入した印鑑であるから、平成２９年１１月２日の生活保護請求明細書（窓口払い）や同年１２月２６日と記載された生活保護請求明細書（窓口払い）と同じ印影が確認できることを根拠に真正な明細書であることにはならない。印鑑が偽造されていれば同じ印影が確認できることに何ら意味はない。

（５）以上により、本件処分の取消しを求める。ただし、保護廃止決定自体の取消しではなく、過払い金３５，０６２円の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が平成３０年２月１６日に刑事施設へ収容されたことを確認したことから、同月１７日付けで審査請求人の保護を廃止し、同月分の保護費を日割り計算することによって発生する過払い額を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、処分庁はあらかじめ審査請求人が平成３０年２月１６日から刑事施設に収監されることを把握していたため、同日までの保護費しか支給されていないことから、過払い金は発生していないため本件処分は取り消すべきであること、本件明細書に押印された印は審査請求人の印ではないこと、ケース記録が書き換えられていること等を主張する。

審査請求人が処分庁に対し平成３０年１月下旬に示したとする本件呼出状には、発行日等日付の記載がなく、本件呼出状の審査請求人への到達がいつであったか、処分庁へ提出されたものであるかについては判然としない。また、審査請求人が処分庁に来庁した際に、処分庁の担当者に対し、平成３０年２月１６日に収容される旨の申告をしていた経過は認められない。そして、他に、処分庁があらかじめ審査請求人が同日に刑事施設に収容されることを把握していたことが確認できる資料は、本件審査請求に係る書面からは認められない。

したがって、平成３０年１月下旬の時点において、処分庁があらかじめ審査請求人が同年２月１６日に刑事施設に収容されることを把握していたと認めることは困難である。

次に、審査請求人は、平成３０年２月５日に処分庁に来所し、同月分の保護費を受領していることが認められる。また、同月分の本件明細書には、審査請求人に対する支給額について、審査請求人の同月分の最低生活費である１１３，８１０円の記載があり、受領印として、審査請求人の名前の印影の印が押されており、本件明細書に押印された印は審査請求人の印ではないことやケース記録表が書き換えられていることについて、これらを裏付ける資料は、本件審査請求に係る書面からは確認できない。

したがって、処分庁が審査請求人に対し平成３０年２月５日に同月分の保護費１１３，８１０円を支給したことに不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

以上のことから、処分庁は、審査請求人が平成３０年２月２２日の時点でＡ市における住居に居住しておらず、同月１６日に刑事施設に受刑のため収容されたことを同年３月に確認したことから、収容の翌日である同年２月１７日付けで審査請求人の保護を廃止することとし、審査請求人に対し同月分の保護費として同月５日に支給した１１３，８１０円から、日割り計算後の同月分保護費７８，７４８円を差し引いた額について、過払い額であると決定したものであり、法第２６条及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「刑事収容施設等に関する法」という。）第３条に照らし、これらの判断に不合理な点はない。

（３）なお、本件処分の通知書には、処分の理由として、「逮捕・拘留　保護廃止」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がない。また、「逮捕・拘留」について、審査請求人についての事実と異なることから、十分な理由提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年１月２６日　　諮問書の受領

令和５年１月２７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：２月１０日

口頭意見陳述申立期限：２月１０日

令和５年２月　９日　　第１回審議

令和５年３月　９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（４）刑事収容施設等に関する法第３条は、「刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。」とし、第１号において、「懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者」と、第２号において、「刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であって、留置される者」と、第３号において、「刑事訴訟法の規定により勾留される者」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年８月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し法による保護を開始した。

（２）作成日が平成３０年１月２４日の本件明細書には、「支給日：平成３０年２月２日」と、世帯主氏名の審査請求人の欄には、「支給額　１１３，８１０」と印字され、受領印の欄に審査請求人の名前の印章が押されている。

（３）平成３０年２月５日付けのケース記録表には、①審査請求人が同月分の保護費を受け取りに処分庁を訪問し、面談を行った旨、審査請求人から、②平成２８年の事件に係る裁判の今後の予定については、未定であること、③平成２９年７月の事件に係る裁判については、弁護士が決まり、控訴理由書の提出が平成３０年３月２０日までであること、④平成２９年１１月の事件については、平成３０年２月７日が最初の裁判であること、を聴き取った旨、また、⑤処分庁の担当者が審査請求人に対して、裁判の結果が分かり次第、連絡するように伝えた旨、が記載されている。

（４）平成３０年２月２２日　処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を家庭訪問したところ改装中であり、審査請求人は不在であった。

後刻、処分庁の担当者が審査請求人に架電したところ、「お客様の都合によりお繋ぎできません」とのアナウンスが流れた。

（５）平成３０年２月２７日付けで、処分庁は、大阪地方検察庁検察官検事に対して審査請求人の収監もしくは入所の有無に関する照会（以下「本件照会」という。）を実施した。

（６）平成３０年３月６日、大阪地方検察庁の執行担当者（以下「執行担当者」という。）が処分庁に架電し、本件照会について尋ねたところ、処分庁の担当者は、把握している３つの逮捕歴を説明した。

これに対して執行担当者は、裁判を受け、実刑が確定してから刑事施設に送られ、執行指揮が行われるが、検察庁が把握しているのはそこまでであり、執行後どこの刑務所に入ったかなどは回答書に記載する刑事施設に照会してもらう必要がある旨述べた。

（７）平成３０年３月８日付けで、大阪地方検察庁検察官検事から処分庁に対して、本件照会に対する回答（以下「本件回答」という。）が提出された。

本件回答には、執行指揮の日として平成３０年２月１６日と、執行指揮先は大阪拘置所と記載されている。

（８）平成３０年３月１３日、処分庁は、審査請求人が同年２月１６日に大阪拘置所に送られたことが確認できたとして、同月１７日付けで法第２６条に基づき保護を廃止する決定を行うとともに、既に支給済みであった同年２月分保護費の過払い金３５，０６２円については現金持参による戻入処理を行うこととした。

平成３０年３月１３日が起案日の保護決定調書には、「決定理由　保護廃止　逮捕・拘留　廃止原因　逮捕・起訴　廃止区分　一般廃止　◆過払い・手持ち金・手計算結果等　過払い金３５，０６２円は戻入とする。」、最低生活費認定欄には、「基準生活費　７９，２３０　冬季加算　２，５８０　生活費計　８１，８１０　住宅費（実際家賃額）　３２，０００（後略）」、扶助額決定欄には、「月分　２　生活　４６，７４８　住宅　３２，０００」、過払額として、「３５，０６２」と記載されている。

（９）平成３０年３月２３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、同月１７日付けで保護を廃止する旨決定し、それに伴い、同年２月分の保護費が７８，７４８円になることから過払い額が３５，０６２円となる旨の本件処分を行った。

本件処分の通知書には、決定した理由の欄に「逮捕・拘留　保護廃止」と記載されている。

（１０）令和２年９月２４日付けの在所証明書には、審査請求人は平成３０年２月１６日に入所し、令和２年９月２４日に出所するまでの間、刑事施設に所在したことを証明すると記載されている。

（１１）令和３年１月１２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分の通知書を送付した。

（１２）令和３年１月２８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１３）審査請求人が本件審査請求の審理手続において審理員に提出した、大阪地方検察庁検察官検事が発出した本件呼出状には、「貴殿に対する次の刑が確定したから、受刑のため下記により出頭されたい。」、「（前略）刑名刑期等　懲役１年（中略）出頭すべき日時　平成３０年２月１６日（金）午後１時００分」と記載されている。なお、本件呼出状には発行日についての記載はない。

３　判断

（１）前記１（３）のとおり、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって被保護者に通知しなければならない。

（２）前記２に基づき、本件処分までの経過についてみると、①平成３０年２月５日のケース記録表には、審査請求人が処分庁を訪問し、同年２月分の保護費を受給した旨が記載されていること、②処分庁は、平成３０年３月８日付けの本件回答により、審査請求人が同年２月１６日に刑事施設に収監されたことを把握したこと、③処分庁は、同月１７日付けで審査請求人の保護を廃止する旨を決定し、既に支給済みであった同月分の保護費のうち保護廃止以降の分を日割り計算により返還を求めることとしたこと、④同年３月２３日付けで本件処分を行ったこと、が認められる。

（３）審査請求人は、処分庁はあらかじめ審査請求人が平成３０年２月１６日から刑事施設に収監されることを把握していたため、同日までの保護費しか支給されていないことから、過払い金は発生していない旨主張する。

しかしながら、前記２（１３）のとおり、本件呼出状には発行日等の日付けの記載がなく、審査請求人への到達がいつであったのか判然としない。また、前記２（３）からは、審査請求人が処分庁を訪問した際に、処分庁の担当者に対し、本件呼出状を示すなどして平成３０年２月１６日に収容される旨の申告をしていた経過は認められない。その他に、処分庁があらかじめ審査請求人が同日に刑事施設に収容されることを把握していたことを窺わせる資料は、本件審査請求に係る書面からは確認できない。

したがって、処分庁があらかじめ審査請求人が平成３０年２月１６日に刑事施設に収容されることを把握していたと認めることはできないから、審査請求人には同月１日から１６日分までの保護費しか支給されていないとする審査請求人の主張は採用できない。

（４）次に、審査請求人は、本件明細書に押印された印は審査請求人の印ではないこと、ケース記録表が書き換えられている旨主張するが、前記２（２）、（３）のとおり、本件明細書には、審査請求人に対する支給額について、審査請求人の同月分の最低生活費である１１３，８１０円の記載があり、受領印の欄に、審査請求人の名前の印章が押されており、また、平成３０年２月５日のケース記録表には、審査請求人が処分庁を訪問し、同月分の保護費を受領した旨の記載がある一方で、本件明細書に押印された印が審査請求人の印ではないことやケース記録表が書き換えられていることを裏付ける資料は、本件審査請求に係る書面からは確認できず、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、処分庁は、審査請求人に対して、平成３０年２月５日に同月分の保護費として１１３，８１０円を支給していたと見るのが相当である。

（５）以上のことから、処分庁が、①平成３０年２月２２日の家庭訪問により、既に審査請求人がＡ市における住居に居住していないことを確認し、②同年３月８日付けの本件回答により、同年２月１６日に刑事施設に受刑のため収容されたことを確認したことから、収容の翌日である同月１７日付けで審査請求人の保護を廃止することとしたのは、前記１（３）の法第２６条に基づいて行われたものであり、かかる決定により審査請求人に対して、同月分の保護費として支給済みの１１３，８１０円から、日割り計算後の同月分保護費７８，７４８円を差し引いた額（３５，０６２円）を過払い額として返還請求したことに不合理な点は認められない。

（６）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分について、取り消すべきほどの瑕疵とは言えないものの、本件処分の通知書の記載について疑義があるため、以下、付言する。

１　本件処分の通知書には、決定の理由の欄に根拠法令の記載はなく、「逮捕・拘留　保護廃止」とのみ記載されている。

このことについて、審査請求人は、刑事施設に収監されており、「逮捕・拘留」はされていないから、本件処分は合理的理由を欠く旨主張している。

確かに、前記第５の２（６）のとおり、処分庁の担当者は、執行担当者から受電し、審査請求人は、裁判を経て実刑が確定した上で刑事施設に送られ、その後刑務所等で受刑する旨の説明を受けていることが認められるため、前記第５の１（４）の刑事収容施設等に関する法第３条の規定からすると、本件処分の通知書には、処分庁が確認している事実とも異なる内容が記載されていると言わざるを得ない。

処分庁においては、処分の理由提示については、根拠法令を示した上で、事実関係を正確に記載するなど、被保護者が理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

２　また、本件処分の通知書に過払い金額として、審査請求人に対して３５，０６２円の返還金が発生する旨が記載されている点について、その決定額の算出の過程が一切記載されていないため、審査請求人には、なぜその金額を返還しなければいけないのかが全く分からない。

処分庁においては、直ちに処分の通知書の様式を変更することは困難であるとしても、返還金額の算出の過程を示して、被保護者が理解できるよう適切に対応することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲